



発行 新潟県

第 64 号

令和 7 年 8 月 15 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

796 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

収用委員会公告

土地収用法施行令に基づく公示送達（収用委員会）

土地収用法施行令に基づく公示送達（収用委員会）

告 示

◎新潟県告示第796号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称
ビューロベリタスジャパン株式会社
- 2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
住所	神奈川県横浜市中区山下町22番地	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2

- 3 変更する年月日
令和7年9月16日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年8月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信土橋店
所在地 上越市大字土橋字栗林1616番2 外
設置者 日成商事株式会社
- 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役社長 原 和彦 長岡市中興野18番地2 他1者
(変更後) 株式会社原信 代表取締役社長 原 和彦 長岡市中之島1993番地17

- 3 変更年月日
令和6年10月1日 他
- 4 変更の理由
小売業を行う者の住所変更及び退店が生じたため。
- 5 届出年月日
令和7年7月31日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年8月15日から令和7年12月15日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

収用委員会公告

土地収用法施行令に基づく公示送達について(公告)

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局(新潟県土木部用地・土地利用課)に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年9月4日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和7年8月15日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 事件名
二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類
令和7年8月7日付け令7(権)第1号及び令7(明)第1号「裁決書」の正本
- 3 送達を受けるべき者
新潟県柏崎市大字女谷字中ノ島5842番4の土地に存する物件(導水管)の所有者
住所 不明
氏名 不明

土地収用法施行令に基づく公示送達について(公告)

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局(新潟県土木部用地・土地利用課)に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和7年9月4日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和7年8月15日

新潟県収用委員会 会長 小泉 一樹

- 1 事件名
二級河川鶴川水系鶴川ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類
令和7年8月7日付け令7(権)第2号及び令7(明)第2号「裁決書」の正本
- 3 送達を受けるべき者
新潟県柏崎市大字折居字餅粮156番4の土地及び物件(立竹木)の所有者

住所 不明

ただし、土地登記記録上の住所 東京都日野市落川1134

氏名 赤井 恵美子